

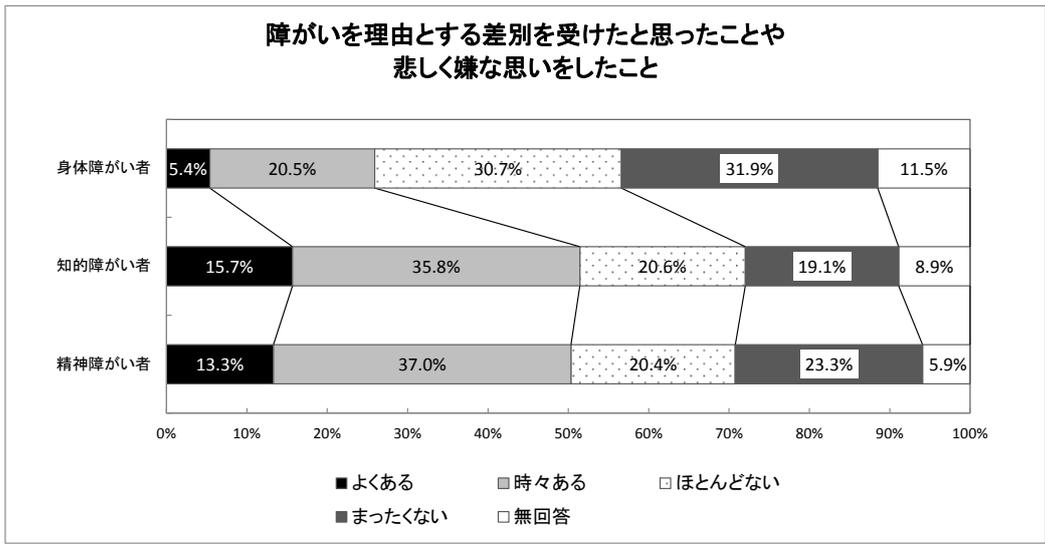
第4節 互いに支え合いながら地域で暮らすための差別の解消の推進

I 差別の解消及び権利擁護の推進

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

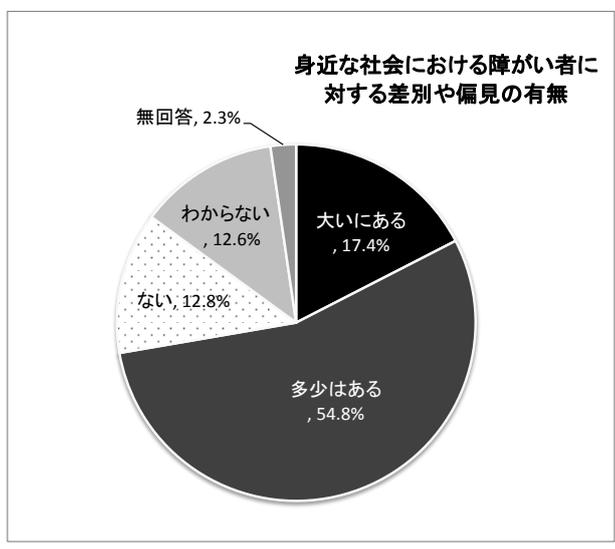
現状と課題

- 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されています。
- 障害者差別解消法では、差別を解消するための措置として、「不当な差別的取扱いの禁止」については、国、地方公共団体等及び事業者が法的義務となっており、「合理的配慮の提供」については、国や地方公共団体等が法的義務、事業者が努力義務となっています。
- 地方公共団体は、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備や地域における関係機関の連携、普及・啓発活動の実施を行うこととなっています。
- 障害者アンケート調査で、障がいを理由として差別を受けたと思ったことや悲しく嫌な思いをしたことがあるかについては、身体障がいのある人では「まったくない」が最も多く31.9%、次いで「ほとんどない」30.7%、「時々ある」20.5%、「よくある」5.4%の順となっています。
知的障がいのある人では「時々ある」が最も多く35.8%、次いで「ほとんどない」20.6%、「まったくない」19.1%、「よくある」15.7%の順となっています。
精神障がいのある人では「時々ある」が最も多く37.0%、次いで「まったくない」23.3%、「ほとんどない」20.4%、「よくある」13.3%の順となっています。
このように、障がいを理由として差別を受けたことがあると回答したのは、知的障がいのある人と精神障がいのある人で多くなっています。



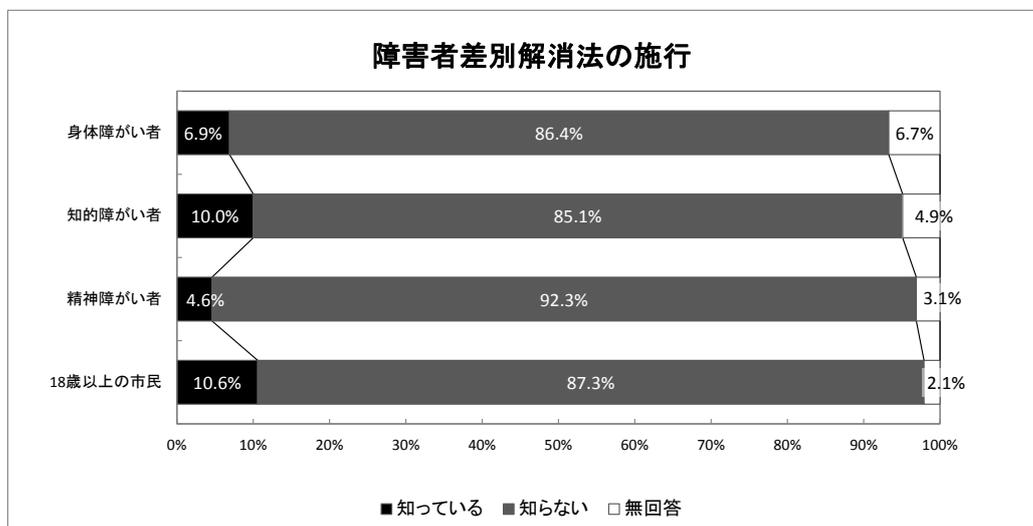
資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 市民アンケート調査で、身近な社会に障がいのある人に対する差別や偏見があると思うかについては、「多少はある」が最も多く54.8%，次いで「大いにある」17.4%，「ない」12.8%，「わからない」12.6%の順となっています。
 このように、7割以上の市民が、障がいのある人に対して差別や偏見があると感じています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する市民アンケート調査

- 障害者アンケート調査で、障害者差別解消法が施行されることを知っているのは、身体障がいのある人では6.9%、知的障がいのある人では10.0%、精神障がいのある人では4.6%となっています。また、市民アンケート調査では10.6%となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する市民アンケート調査
第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 障がいを理由とする差別の解消に向けては、障がいや障がいのある人について市民及び事業者の理解を促進するための啓発・広報活動の充実強化が不可欠です。
- 障害者差別解消法では、職員が適切に対応するための必要な要領（以下「対応要領」という。）を定めるよう努めるものとされています。

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、啓発活動を推進します。また、対応要領をもとに、職員の適切な対応を図ります。

具体的施策

- (1) 相談・紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携（新）
当面の間は、障害福祉課が相談窓口となって対応し、相談の内容に応じて、北海道とも連携しながら解決を図ります。
- (2) 普及・啓発活動の実施（新）
障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者の障がいや障がいのある人への理解と関心を一層深めるための普及・啓発を積極的に実施します。

(3) 行政サービス等における配慮（新）

障害者差別解消法に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に取り組むため、基本的考え方や具体例、相談体制などを内容とする本市職員の対応要領を策定します。

また、対応要領をもとに、職員が障がいに関する知識や理解を深めることで、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションや情報提供に努めます。

2 権利擁護の推進

現状と課題

- 平成 23 年 6 月、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどを内容とする障害者虐待防止法が制定されました。本市では、障がい者虐待に関する通報や相談の窓口として、平成 24 年 10 月に旭川市障害者虐待防止センターを設置しています。
- 知的障がいや精神障がいのある人等のうち判断能力が十分でない人々が地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業が実施されています。
- 本市では、平成 25 年 5 月、旭川成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談や手続の支援、普及啓発、市民後見人の養成等を行い、成年後見制度の利用推進に取り組んでいます。
- 高齢化や核家族化が進行する中、判断能力が不十分な障がいのある人等に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全で安心して生活を送ることができるよう支援することが必要です。

施策の方向

障がいのある人の権利擁護のための各種制度の普及を図るとともに、行政、地域、事業者等が一体となって障がいのある人の権利擁護を推進します。

具体的施策

(1) 障害者虐待防止センターの運営（新）

旭川市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な周知・啓発・指導を行うことにより、虐待の未然防止及び

早期発見に努めます。

(2) 相談窓口間の連携による問題解決

障がい者，高齢者，子ども・子育て，生活困窮者など福祉の相談窓口においては，各関係機関との連携を取りながら，問題解決を図ります。

(3) 日常生活自立支援事業，成年後見制度の普及

地域において障がいのある人が安全で安心して生活を送ることができるよう，日常生活自立支援事業の普及を図るとともに，旭川成年後見支援センターにおいて，市民後見人の養成，制度の普及啓発を推進します。

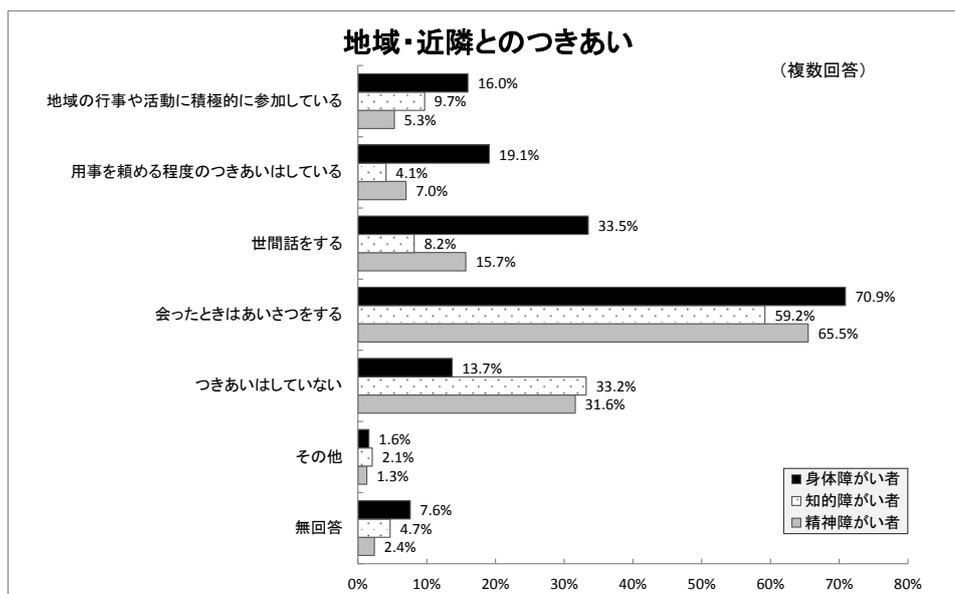
(4) 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進

様々な行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるようにするため，障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与を推進します。

3 地域福祉活動の推進

現状と課題

- 本市では，平成 26 年 3 月，第 3 期旭川市地域福祉計画を策定し，すべての市民が心豊かで住みよい地域コミュニティーを育み，安心して暮らせる地域福祉社会を創るための取組を推進しています。
- 地域・近隣の方との付き合いについて，「会ったときはあいさつをする」という人は，身体障がいのある人では 70.9%，知的障がいのある人では 59.2%，精神障がいのある人では 65.5%となっており，地域・近隣の方と何らかの付き合いがある人が多い一方で，「つきあいはしていない」という人が，身体障がいのある人では 13.7%，知的障がいのある人では 33.2%，精神障がいのある人では 31.6%となっており，地域とのつながりを持たず，社会的に孤立してしまう懸念があります。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 地域における人と人のつながりが希薄になりつつあり，町内会の加入率は年々低下していますが，町内会や地区市民委員会並びに地区社会福祉協議会等が取り組む地域活動の果たす役割は大きく，引き続きその活性化を図っていく必要があります。

施策の方向

障がいのある人もない人も地域社会において，心から受け入れられ，また支え合いの中で参画するという，ノーマライゼーションの理念による地域福祉活動を推進します。

具体的施策

- (1) 地域交流の促進
地域における様々なイベント等において，障がいのある人とない人の交流を促進します。
- (2) 地域福祉活動の推進（新）
地域住民による見守り活動や，除雪・排雪事業などの地域福祉活動を浸透させ，住民主体による地域住民が支え合う体制づくりを推進するとともに，社会的に孤立している要援護者の把握に取り組むなど，自助，互助，共助の視点から地域福祉活動を推進します。
- (3) ボランティア活動への支援
障がいのある人に対してボランティア活動を行う団体に対して，旭川市社会

福祉協議会等と連携をとりながら、ボランティア活動についての適切な情報の提供を行うなど、その活動を支援します。

(4) 障害者週間記念事業の実施

障害者週間記念事業に市民の参加を促進し、障がいや障がいのある人への理解促進など、啓発に努めます。